

ラリー競技開催規定

細則：第1種アベレージラリー開催規定

下線部分:変更箇所

改正後	現行規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条</p> <p>1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 国内格式競技以下：</p> <p>(1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR R N車両、R J車両、R P N車両、R F車両、A E車両またはF車両。 なお、完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両は、同規定第1章第1条総則におけるハードトップの装着は免除される。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第6条 参加者およびクルーの遵守事項</p> <p>オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ドライバーおよびナビゲーターはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。 <u>ただし、オートマチック限定(A T車限定)免許所持者については運転しないことを条件にマニュアル車のナビゲーターとして参加が認められる。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 参加車両</p> <p>1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 国内格式競技以下：</p> <p>(1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR R 車両、R J車両、R P N車両、R F車両、A E車両またはF車両。 <u>ただし、R車両で臨時運行許可証および番号標を有している場合、当該許可における運行目的は当該車両が参加するラリー競技会への参加でなければならず、かつ、運行期間は当該競技会に有効なものでなければならない。</u> なお、完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両は、同規定第1章第1条総則におけるハードトップの装着は免除される。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第6条 参加者およびクルーの遵守事項</p> <p>オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ドライバーおよびナビゲーターはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。</p>

<p>3. ～18. (略) 第7条 (略) 第8条 本規定の施行 本規定は、<u>2022</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3. ～18. (略) 第7条 (略) 第8条 本規定の施行 本規定は、<u>2021</u>年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---